

議案第 120 号

大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市都市公園条例の一部改正)

第1条 大田原市都市公園条例(昭和52年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

野球場	野球場
第2球場	第2球場
陸上競技場	陸上競技場
テニスコート	テニスコート
水泳プール	
相撲場	相撲場

を に改める。

別表第3中4 水泳プールの表を削り、5 相撲場の表を4 相撲場の表とし、6 サッカーコートの表を5 サッカーコートの表とし、7 ソフトボール場の表を6 ソフトボール場の表とする。

(大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第1中5 水泳プールの表を削り、6 キャンプ場の表を5 キャンプ場の表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。